

## ○鹿児島県営住宅条例

平成4年3月27日

条例第43号

改正 平成5年12月24日条例第48号

平成8年12月25日条例第54号

平成12年3月28日条例第78号

平成12年10月10日条例第112号

平成16年12月24日条例第71号

平成17年3月29日条例第65号

平成20年3月28日条例第26号

平成24年3月27日条例第27号

平成24年12月25日条例第66号

平成26年3月28日条例第32号

平成26年10月10日条例第57号

平成26年12月24日条例第66号

平成29年12月26日条例第37号

令和元年12月24日条例第29号

鹿児島県営住宅条例をここに公布する。

鹿児島県営住宅条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 県営住宅の設置（第3条）

第2章の2 県営住宅の整備基準（第3条の2—第3条の17）

第3章 県営住宅の管理（第4条—第41条）

第4章 県営住宅の社会福祉事業等への活用（第42条—第47条）

第5章 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第48条—第51条）

第6章 駐車場の管理（第52条）

第7章 雑則（第53条—第58条）

附則

第1章 総則

（平8条例54・追加）

(趣旨)

第1条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平26条例66・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附属施設で、法の規定による国の補助に係るもの並びに旧特定公共賃貸住宅をいう。
- (2) 旧特定公共賃貸住宅 鹿児島県特定公共賃貸住宅条例（平成8年鹿児島県条例第55号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅及びその附属施設で、低額所得者に賃貸するためのものをいう。
- (3) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (4) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。
- (5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (6) 県営住宅建替事業 県が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(平8条例54・平12条例78・平26条例66・一部改正)

## 第2章 県営住宅の設置

(平8条例54・追加)

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために、県営住宅（共同施設を含む。以下この条から第3条の6までにおいて同じ。）を設置する。

2 県営住宅の名称及び位置は、知事が別に定める。

(平8条例54・平24条例66・一部改正)

### 第2章の2 県営住宅の整備基準

(平24条例66・追加)

(整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する整備基準については、この章の定めるところによる。

(平24条例66・追加)

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 県営住宅は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(平24条例66・追加)

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 県営住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(平24条例66・追加)

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 県営住宅の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(平24条例66・追加)

(位置の選定)

第3条の6 県営住宅の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが高い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定しなければならない。

(平24条例66・追加)

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であると認められるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けなければならない。

(平24条例66・追加)

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保する

ために必要な日照，通風，採光，開放性及びプライバシーの確保，災害の防止，騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置しなければならない。

(平24条例66・追加)

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には，防火，避難及び防犯のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 住宅には，外壁，窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には，当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には，当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 5 住宅の給水，排水及びガスの設備に係る配管には，構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

(平24条例66・追加)

(住戸の基準)

第3条の10 県営住宅の1戸当たりの住戸専用面積（当該県営住宅（共同住宅である場合にあっては，共用部分（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第3条に規定する共用部分をいう。以下同じ。）以外の部分に限る。）の床面積をいう。以下同じ。）は，25平方メートル以上とする。ただし，共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設けるときは，この限りでない。

- 2 県営住宅の各住戸には，台所，水洗便所，洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けなければならない。ただし，共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより，各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保されると認められるときは，各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 県営住宅の各住戸には，居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

(平24条例66・追加，平29条例37・一部改正)

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置  
その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定め  
るものを講じなければならない。

(平24条例66・追加)

(共用部分)

第3条の12 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安  
全性の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

(平24条例66・追加)

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けなけれ  
ばならない。

2 前項の附帯施設を設けるときは、入居者の衛生、利便、良好な居住環境の確保等に支障  
が生じないように考慮しなければならない。

(平24条例66・追加)

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の  
配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとしなければなら  
ない。

(平24条例66・追加)

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び  
児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとしなければならない。

(平24条例66・追加)

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように  
考慮した適切なものとしなければならない。

(平24条例66・追加)

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応  
じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模  
及び構造で合理的なものとなるように配置しなければならない。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けなければならない。

(平24条例66・追加)

### 第3章 県営住宅の管理

(平8条例54・追加)

(入居者の公募の方法)

第4条 知事は、県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞広告
- (2) テレビジョン放送
- (3) 適当な場所における掲示
- (4) その他区域内の住民が周知できるような適当な方法

2 前項の公募は、県営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。

(平8条例54・一部改正)

(公募の例外)

第5条 知事は、次に掲げる理由のある者を、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 政令第5条第1号又は第2号に掲げる事由
- (6) 現に公営住宅又は旧特定公共賃貸住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又はその同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又はその同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県営住宅（現に旧特定公共賃貸住宅に入居している者にあつては、旧特定公共賃貸住宅に限る。）に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (7) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わること又は旧特定公共賃貸住宅の入居者が相互に入れ替わることで双方の利益となること。

(平8条例54・平26条例66・一部改正)

(入居者資格等)

第6条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第2号及び第4号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。ただし、その者と同居する者は、親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)に限るものとする。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円

イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じふ</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(3) 県税を滞納していないこと。ただし、知事が県営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項に規定する入居者資格のある者のうち、その者以外に同居する者がいない者が入居できる県営住宅の規格は、1戸当たりの住戸専用面積が55平方メートル以下の住宅とする。ただし、知事がこれにより難い事情があると認めるときは、この限りでない。

3 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第20条第1項第2号イの条例で定める金額は第1項第1号に掲げるとおりとし、同条第1項第2号ロの条例で定める条件は第1項ただし書及び同項第2号から第4号までに掲げるとおりとする。

(平8条例54・平12条例112・平20条例26・平24条例27・平24条例66・平26条例

57・令元条例29・一部改正)

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第1号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平8条例54・追加, 平20条例26・平24条例27・一部改正)

(入居の申込み及び入居決定通知)

第8条 県営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に入居の申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)を県営住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。

(平8条例54・平26条例32・一部改正)

(期限付入居決定)

第8条の2 知事は、あらかじめ指定した子育てに適する県営住宅(以下「子育て住宅」という。)については、第6条第1項に規定する条件のほか、規則で定める条件を具備する者で前条第1項の申込みをしたもののうちから入居者を決定するものとする。この場合において、知事は、当該決定に入居期限(第11条第4項の入居可能日から10年を超えない範囲内において規則で定める日をいう。以下同じ。)を付さなければならない。

- 2 前項の規定による決定(以下「期限付入居決定」という。)は、入居期限(第6項の規定による入居期限の延長があった場合は、その延長後の入居期限。以下同じ。)の日(当該日前に期限付入居決定を受けた入居者が子育て住宅を明け渡したときは、当該明渡しの日)限り、その効力を失う。

- 3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、規則で定めるところにより、前項に定める事項について説明をしなければならない。

- 4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 5 期限付入居決定を受けた入居者は、入居期限までに子育て住宅を明け渡さなければならない。



ない。

6 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に入居期限までに子育て住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情であって規則で定めるものがある場合において、当該入居者からの申出があったときは、規則で定めるところにより、入居期限を延長することができる。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により入居期限を延長する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入居申込者」とあるのは、「第6項の規定により申出をした者」と読み替えるものとする。

(平26条例32・追加)

(入居者の選考)

第9条 知事は、入居申込者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから、公開抽選の方法により、県営住宅の入居者の選考を行うものとする。

2 知事は、政令第7条各号のいずれかに該当する者のうち、老人、心身障害者、寡婦、寡夫若しくは引揚者で知事が定める要件を備えているもの、第5条各号に掲げる理由のある者又は特別の事情があると認める者であって、速やかに県営住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、知事が割り当てた県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(平8条例54・平26条例66・一部改正)

(入居補欠者)

第10条 知事は、前条の規定により県営住宅の入居者を選考する場合においては、入居決定者のほかに、入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を決定するものとする。

2 知事は、次条第6項の規定により入居の決定を取り消したとき、又は県営住宅に入居している者が当該県営住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、県営住宅の入居者を決定するものとする。

3 第1項の入居補欠者としての有効期限は、知事がその都度定める。

(平8条例54・一部改正)

(入居の手続)

第11条 入居決定者は、第8条第2項の規定による通知があった日から10日以内に、次に掲げる手続(以下「入居手続」という。)をしなければならない。

(1) 連帯保証人との連署(連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第3項において同じ。)による誓約書を提出すること。

(2) 第19条第1項の規定により敷金を納付すること。

- 2 入居決定者は、やむを得ない事情により入居手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を得て、知事が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。
- 3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 4 知事は、入居決定者が入居手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を通知するものとする。
- 5 入居決定者（同居し、又は同居しようとする親族を含む。次項において同じ。）は、前項の入居可能日から10日以内（婚姻の予約者にあつては3月以内、特別の事情があると知事が認める者にあつては知事が別に指示する日まで）に入居しなければならない。
- 6 知事は、入居決定者が第1項若しくは第2項に規定する期間内に入居手続をしないとき、又は前項に規定する期間内に入居しないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。

（平8条例54・令元条例29・一部改正）

（連帯保証人）

第12条 前条第1項第1号の連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるもの又は知事が適当と認める法人でなければならない。

- 2 県営住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該連帯保証人を変更し、知事の承認を得なければならない。
  - (1) 死亡し、又は解散したとき。
  - (2) 破産手続開始の決定、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
  - (3) 住所又は居所（法人にあつては、代表者の住所又は居所）が不明になったとき。
  - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (5) 前条第1項第1号の誓約書に基づき県営住宅の入居者に代わって負担した額が極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）に達したとき。
  - (6) その他知事が必要と認めてその変更を求めたとき。
- 3 県営住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）その他知事が別に定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平8条例54・平12条例78・平16条例71・令元条例29・一部改正)

(同居の承認)

第13条 県営住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項本文の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居後における入居者に係る収入が第6条第1項第1号に掲げる金額を超えるとき。

(2) 県営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

(平8条例54・平20条例26・平24条例66・平26条例66・一部改正)

(入居者の地位の承継)

第14条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、当該県営住宅に引き続き居住することを希望するときは、規則で定めるところにより、知事の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。

2 知事は、県営住宅の入居者の地位を承継しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

3 県営住宅の入居者が同居の親族の扶養を受けることとなった場合その他当該入居者について特別の事情があると知事が認める場合には、当該同居の親族は、知事の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。

(平8条例54・平20条例26・一部改正)

(家賃の決定)

第15条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、第35条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、知事が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 知事は、県営住宅の入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が次条第1項の収入の申告をすること及び第35条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

（平8条例54・追加，平26条例32・平29条例37・一部改正）

（収入の申告等）

第16条 県営住宅の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入の申告をしなければならない。

2 知事は、前項の収入の申告又は省令第9条に規定する方法により把握した収入（前条第4項の県営住宅の入居者が前項の規定による収入の申告をすること及び第35条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると知事が認める場合に限る。）に基づき収入の額を認定し、その額を入居者に通知するものとする。

3 県営住宅の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（平8条例54・追加，平29条例37・一部改正）

（家賃の減免又は徴収の猶予）

第17条 知事は、次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 県営住宅の入居者（県営住宅への入居の際に同居した親族及び第13条第1項の規定により同居させた当該親族以外の者を含む。以下この条、第32条第3項及び第41条において同じ。）の収入が著しく低額であること。

(2) 県営住宅の入居者が病気にかかっていること。

(3) 県営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたこと。

(4) 県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者が、当該県営住宅建替事業により新たに建設される県営住宅又はその他の県営住宅に入居すること。

(5) 年度の途中で失業等により収入が変動した場合であって、当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があること。

(6) その他特別の事情があること。

(平8条例54・平20条例26・一部改正)

(家賃の納付)

第18条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として知事が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日、期限付入居決定があったとき（第32条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときを除く。）は入居期限（第33条の3第1項に規定する通知があったときは、同項に規定する効力失効日の前日）又は子育て住宅を明け渡した日のいずれか早い日。第31条第1項において同じ。）まで徴収する。

2 家賃は、毎月末日（12月分にあつては、翌年の1月4日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の中で県営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。

3 前項の場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

4 入居者が新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

5 県営住宅の入居者が第40条第1項に規定する手続を経ないで当該県営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、知事が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(平5条例48・平8条例54・平26条例32・一部改正)

(敷金)

第19条 知事は、県営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲において敷金を徴収するものとする。

2 知事は、第17条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、前項の敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

3 県営住宅の入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、知事は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、県営住宅の入居者は知事に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項の敷金は、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡したとき、又は入居手続をした入居決定者が第11条第5項に規定する期間内に入居しないため入居の決定を取り消されたときに、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行、第33条第2項（第36条第3項において準用する場合を含む。）、第33条の2第2項、第33条の3第2項若しくは第41条第3項若しくは第4項の金銭又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

5 前項の規定により敷金を還付する場合には、これに利息を付さない。

（平8条例54・令元条例29・一部改正）

（敷金の運用等）

第20条 知事は、敷金を安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

（平8条例54・一部改正）

（修繕費用の負担）

第21条 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第4号に掲げる費用を除く。）は、県の負担とする。

2 県営住宅の入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、知事を選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、借り上げて設置する県営住宅の修繕費用については、知事が別に定める。

（平8条例54・一部改正）

（入居者の費用負担義務）

第22条 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。ただし、第4号に掲げる費用のうち、県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者が当該県営住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した場合又は不良住宅となった県営住宅の入居者が当該県営住宅の撤去に伴い住居を移転した場合において、知事がその者に負担させることが適当でないと認める費用については、この限りでない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（共用部分に係るものを含む。）

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び污水处理施設の維持管理に要する費用

(4) 畳の表替え，ふすまの張替え，破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓，点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(平8条例54・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第23条 県営住宅の入居者は，当該県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い，これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者の責めに帰すべき理由により当該県営住宅又は共同施設を滅失し，又は損傷したときは，当該入居者は，知事の選択に従い，これを原形に復し，又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(平8条例54・一部改正)

第24条 県営住宅の入居者は，周辺の環境を乱し，又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(平8条例54・平20条例26・一部改正)

第25条 県営住宅の入居者は，当該県営住宅を引き続き1月以上使用しないときは，あらかじめ，知事に届け出なければならない。

(平8条例54・一部改正)

第26条 県営住宅の入居者は，当該県営住宅を他の者に貸し，又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(平8条例54・一部改正)

第27条 県営住宅の入居者は，当該県営住宅の用途を変更してはならない。ただし，知事が特別な理由があると認めて承認をしたときは，当該県営住宅の一部を他の用途に併用することができる。

(平8条例54・一部改正)

第28条 県営住宅の入居者は，当該県営住宅を模様替えし，又は増築してはならない。ただし，原状回復又は撤去が容易である場合において，知事が特別な理由があると認めて承認をしたときは，この限りでない。

2 知事は，前項の承認をするに当たり，県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときに当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべき旨の条件を付するものとする。

3 県営住宅の入居者は，第1項ただし書の承認を得ずに当該県営住宅を模様替えし，又は増築したときは，自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平8条例54・一部改正)

(収入超過者等に関する認定)

第29条 知事は、毎年度、第16条第2項の規定により認定した収入の額が第6条第1項第1号に規定する金額を超え、かつ、県営住宅に引き続き3年以上入居している県営住宅の入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第16条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、県営住宅に引き続き5年以上入居している入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 県営住宅の入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(平8条例54・追加, 平24条例27・一部改正)

(収入超過者の明渡し努力義務)

第30条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された県営住宅の入居者(次条において単に「収入超過者」という。)は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(平8条例54・一部改正)

(収入超過者に対する家賃)

第31条 収入超過者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間(当該入居者がその期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 前項の家賃は、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃(第15条第3項の規定により算出した家賃をいう。以下この章において同じ。)以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

3 知事は、第15条第4項の県営住宅の入居者が第1項の規定に該当する場合において、第16条第1項の規定による収入の申告をすること及び第35条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した収入を勘案し、かつ、近傍同種の家賃以下で政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

4 第17条(第1号を除く。)及び第18条第2項から第4項までの規定は、第1項及び前



項の家賃について準用する。

(平8条例54・全改, 平29条例37・一部改正)

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第32条 知事は, 第29条第2項の規定により高額所得者として認定された県営住宅の入居者に対し, 期限を定めて, 当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は, 同項の期限が到来したときは, 速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は, 第1項の規定による請求を受けた者について次に掲げる特別の事情があるときは, その者の申出により, 明渡しの期限を延長することができる。

(1) 県営住宅の入居者が病気にかかっていること。

(2) 県営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたこと。

(3) 県営住宅の入居者が近い将来において定年退職する等の理由により, 収入が著しく減少することが予想されること。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があること。

(平8条例54・一部改正)

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された県営住宅の入居者は, 第15条第1項及び第4項並びに第31条第1項及び第3項の規定にかかわらず, 当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては, 当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間), 毎月, 近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 知事は, 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には, 同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について, 近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で, 知事が定める額の金銭を徴収する。

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の規定により徴収する金銭に, 第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(平8条例54・追加, 平26条例32・平29条例37・一部改正)

(期限付入居決定を受けた入居者への通知等)

第33条の2 知事は, 期限付入居決定を受けた入居者に対し, 入居期限の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に, 入居期限の日限り, 当該期限付入居決定が

効力を失う旨の通知をしなければならない。

- 2 知事は、前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て住宅を明け渡さないときは、入居期限の翌日から当該子育て住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を徴収する。
- 3 第18条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により徴収する金銭について準用する。

(平26条例32・追加)

(通知期間の特例)

第33条の3 知事は、期限付入居決定を受けた入居者が入居期限後に他の公営住宅への入居を希望する場合であって、入居期限までに当該他の公営住宅を確保できないことが明らかであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、通知期間の経過後入居期限までの間、当該通知の日から6月を経過した日(以下「効力失効日」という。)に当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知をすることができる。この場合においては、第8条の2第2項の規定にかかわらず、期限付入居決定は、当該効力失効日に、その効力を失う。

- 2 知事は、前項の通知を受けた入居者が当該通知の日から6月を経過しても子育て住宅を明け渡さないときは、効力失効日から当該子育て住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を徴収する。
- 3 第18条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により徴収する金銭について準用する。

(平26条例32・追加)

(期間通算)

第34条 知事が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第29条から第33条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 知事が期限付入居決定を受けた入居者を子育て住宅の明渡し後引き続き他の県営住宅に入居させた場合における第29条から第33条までの規定の適用については、当該入居者が当該子育て住宅に入居していた期間は、当該入居者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

3 知事が第37条の規定による申出をした者を県営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居させた場合における第29条から第33条までの規定の適用については、その者が当該県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算する。

(平8条例54・追加, 平26条例32・一部改正)

(収入状況の報告の請求等)

第35条 知事は、第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第31条第4項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(平8条例54・追加, 平29条例37・一部改正)

(県営住宅建替事業による明渡しの請求等)

第36条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 第33条第2項の規定は、前項の規定による明渡しをする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(平8条例54・一部改正)

(新たに整備される県営住宅への入居の申出)

第37条 県営住宅建替事業により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者は、法第40条第1項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、知事の定めるところにより、知事に入居の申出をしなければならない。

(平8条例54・一部改正)

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 知事は、前条の申出により県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平8条例54・追加、平29条例37・一部改正)

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平8条例54・追加、平29条例37・一部改正)

(住宅の検査)

第40条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、その7日前までに知事に届け出て、知事が指定した者の検査を受けなければならない。

2 県営住宅の入居者は、第28条第1項ただし書の規定により当該県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査の日(前項の規定による届出をしないで立ち退いた者にあつては、第18条第5項の規定により知事が認定する日)までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(平8条例54・平12条例78・一部改正)

(住宅の明渡しの請求)

第41条 知事は、県営住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 県営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで1月以上県営住宅を使用しないとき。
- (5) 第13条第1項、第14条第1項若しくは第3項、第23条又は第25条から第28条までの規定に違反したとき。

- (6) 第24条の規定に違反する行為をし、その是正のための知事の指示に従わなかったとき。
  - (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
  - (8) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により県営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 知事は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

（平8条例54・平20条例26・令元条例29・一部改正）

#### 第4章 県営住宅の社会福祉事業等への活用

（平8条例54・追加）

（社会福祉法人等に対する県営住宅の使用許可）

- 第42条 知事は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年／厚生省／建設省／令第1号）第2条各号に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が県営住宅を使用して同令第1条各号に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅を使用させることができる。
- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により県営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他県営住宅の使用に係る事項を記載した書面を知事に提出して、その許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）に条件を付することができる。

4 知事は、社会福祉法人等から使用許可の申請があった場合において、許可するときはその旨及び県営住宅の使用開始可能日又は使用許可の条件を、許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。

5 社会福祉法人等は、使用許可を受けたときは、知事が定める日までに当該県営住宅の使用を開始しなければならない。

(平8条例54・追加)

(社会福祉法人等に対する使用料)

第43条 県営住宅を使用している社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額を使用料として支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、前項の知事が定める額を超えてはならない。

(平8条例54・追加)

(準用)

第44条 社会福祉法人等による県営住宅の使用に当たっては、第18条から第28条まで、第36条、第40条及び第55条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」又は「県営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第42条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第47条」と読み替えるものとする。

(平8条例54・追加)

(社会福祉法人等に対する報告の請求)

第45条 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該県営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該県営住宅の使用の状況を報告させることができる。

(平8条例54・追加)

(社会福祉法人等の申請内容の変更の報告)

第46条 県営住宅を使用している社会福祉法人等は、第42条第2項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに、知事に報告しなければならない。

(平8条例54・追加)

(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、社会福祉法人等に対する使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平8条例54・追加)

#### 第5章 県営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(平8条例54・追加)

(みなし特定公共賃貸住宅としての県営住宅の使用)

第48条 知事は、県営住宅の所在する区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優良住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特優良住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により県営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(平8条例54・追加)

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格)

第49条 前条の規定により県営住宅を使用することができる者は、第6条（第1項第3号及び第4号を除く。）の規定にかかわらず、特優良住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。

(平8条例54・追加，平20条例26・平24条例27・一部改正)

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

第50条 第48条の規定により使用に供される県営住宅（以下この項及び第52条第1項第3号において「みなし特定公共賃貸住宅」という。）の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第4項，第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該みなし特定公共賃貸住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

- 2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。

(平8条例54・追加，平29条例37・一部改正)

(準用)

第51条 第48条の規定による県営住宅の使用については、前2条に定めるもののほか、第

4条, 第5条, 第8条から第14条まで, 第17条から第28条まで, 第35条から第41条まで及び第54条の規定を準用する。この場合において, 第18条第1項中「第32条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と, 第35条中「第15条第1項若しくは第4項, 第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定, 第17条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予, 第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予, 第32条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第50条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(平8条例54・追加, 平29条例37・一部改正)

## 第6章 駐車場の管理

(平8条例54・追加)

(駐車場の使用者資格等)

第52条 県営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下単に「駐車場」という。)を使用することができる者は, 次の各号のいずれかに該当する者であって自ら使用するため駐車場を必要とするものでなければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又はその同居者
- (2) 第42条第2項の許可を受けた社会福祉法人等
- (3) みなし特定公共賃貸住宅の入居者又はその同居者

2 知事は, 前項各号に掲げる者又は同項各号に掲げる者その他知事が別に定める者が駐車場の管理を目的として組織する団体で知事が適当と認めるものに対して, 駐車場の使用を許可することができる。

3 駐車場の使用料は, 知事が決定する。

4 知事は, 特別の事情がある場合において必要があると認めるときは, 駐車場の使用料を減免し, 又はその徴収を猶予することができる。

5 駐車場の使用手続その他駐車場の使用に関し必要な事項は, 知事が別に定める。

(平8条例54・追加)

## 第7章 雑則

(平8条例54・追加)

(住宅管理人)

第53条 知事は, 県営住宅の管理に関する事務を補助させるため, 住宅管理人を置くこと



ができる。

2 住宅管理人は、知事が指定する者の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等県営住宅の入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例54・平12条例78・一部改正)

(立入検査)

第54条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事が指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は県営住宅の入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平8条例54・平12条例78・一部改正)

(指定管理者による管理)

第55条 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に県営住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

(平17条例65・全改)

(指定管理者が行う業務)

第56条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務

(2) 県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手續に関する業務

(3) 県営住宅及び共同施設の維持修繕及び環境整備に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例65・追加)

(罰則)

第57条 県営住宅の入居者が偽りその他不正の行為により家賃又は第33条第2項若しくは第41条第3項若しくは第4項の金銭の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(平8条例54・平12条例78・一部改正, 平17条例65・旧第56条繰下, 令元条例29・一部改正)

(規則への委任)

第58条 この条例の施行に関し必要な事項は, 規則で定める。

(平8条例54・一部改正, 平17条例65・旧第57条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成4年4月1日から施行する。

(鹿児島県公営住宅管理条例の廃止)

2 鹿児島県公営住宅管理条例(昭和36年鹿児島県条例第48号。以下「旧条例」という。)は, 廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, この条例の相当規定によりなされた処分, 手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され, かつ, 同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第6条第1項に規定する入居者資格については, 同項の規定にかかわらず, なお従前の例による。

(無利子貸付金制度適用に伴う措置)

5 法附則第6項の規定による貸付けを受けて建設される県営住宅に係る第2条第1号の規定の適用については, 同号中「補助」とあるのは「補助又は法附則第6項に規定する無利子の貸付け」とする。

附 則 (平成5年12月24日条例第48号)

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月25日条例第54号)

改正 平成12年10月10日条例第112号

平成24年3月27日条例第27号

(施行期日)

1 この条例は, 平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし, 附則第4項の規定は, 平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の鹿児島県営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第6条、第7条、第13条から第20条まで、第23条から第39条まで及び第41条の規定は適用せず、改正前の鹿児島県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項、第6条、第12条から第19条まで、第22条から第35条まで及び第37条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の県営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第5条第4号中「政令第4条の6各号」とあるのは「政令第5条第3号又は公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の政令第4条の6各号（第5号を除く。）」として、旧条例第5条の規定の例による。
- 4 施行日において現に県が低額所得者に賃貸するため管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第6条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。
- 5 新条例第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の県営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日において現に附則第2項の県営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第15条又は第17条の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第15条又は第17条の規定による家賃の額から旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額に旧条例第30条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては新条例第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃

料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

8 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される県営住宅に係る新条例第2条第1号の規定の適用については、同号中「建設、買取り及び借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」とする。

附 則（平成12年3月28日条例第78号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月10日条例第112号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第71号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第65号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第27号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第1条の規定による改正後の鹿児島県営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項に規定する入居者資格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第一次一括法」という。）附則第14条第3項の

規定によりなお従前の例によることとされる県営住宅の入居者の資格のうち第1条の規定による改正前の鹿児島県営住宅条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号（老人，身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第5号まで，被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号）」とあるのは，「第2号から第5号まで（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては，第3号及び第5号）」と，「ならない」とあるのは，「ならない。ただし，その者と同居する者は，親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）に限るものとする」とする。

- 4 第一次一括法第32条の規定の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において同条の規定による改正後の公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における新条例第6条第3項の規定の適用については、同項中「第1項第1号」とあるのは，「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる県営住宅の入居者の資格のうち鹿児島県営住宅条例等の一部を改正する条例（平成24年鹿児島県条例第27号）第1条の規定による改正前の鹿児島県営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項第2号」と，同条第4項の規定の適用については，同項中「同項第2号から第4号まで」とあるのは，「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる県営住宅の入居者の資格のうち改正前の条例第6条第1項第3号から第5号まで」とする。

附 則（平成24年12月25日条例第66号）

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第32号）

- 1 この条例は，公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成26年10月規則第45号で，同26年10月31日から施行）

- 2 知事は，施行日前においても，改正後の鹿児島県営住宅条例第8条の2第1項に規定する子育て住宅の入居の決定に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成26年10月10日条例第57号）

この条例は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成26年12月24日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月26日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第29号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号及び第3号の改正規定、第19条第3項ただし書の改正規定（「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改める部分を除く。）並びに第57条の改正規定は、公布の日から施行する。